

日本再共済生活協同組合連合会の定める
自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任共済再共済事業規約の一部変更について

令和3年1月

自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任共済再共済事業規約の一部変更について

1. 変更理由

- ・日本再共済生活協同組合連合会（以下「日本再共済連」）が直接組合員と契約を行う自動車損害賠償責任共済事業（元受共済事業）については、平成16年10月以降、順次契約を終了しており、現在、締結している契約は0件となっている。
- ・今後、当該事業を実施することが見込まれないことから、自動車損害賠償責任共済事業（元受共済事業）及び自動車損害賠償責任共済再共済事業を定める共済事業規約のうち自動車損害賠償責任共済事業（元受共済事業）に係る規定を削除する変更を行う。

2. 変更内容

- ・共済事業規約に規定する事項のうち、自動車損害賠償責任共済事業（元受共済事業）に係る条項を削除し、自動車損害賠償責任共済再共済事業のみについて定める規約内容とする。

日本再共済生活協同組合連合会共済事業規約 新旧比較

変更案	現行	趣旨
自動車損害賠償責任共済再共済事業規約	<u>自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任共済再共済事業規約</u>	
(定 義) 第1条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 生 協 法 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号） (2) 生 協 規 則 消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務府令、厚生省令、農林省令第1号） (3) 法 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号） -削除- -削除- -削除- -削除- -削除- -削除- (4) 共 済 契 約 法第11条第2項の責任共済の契約 -削除-	(定 義) 第1条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 生 協 法 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号） (2) 生 協 規 則 消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務府令、厚生省令、農林省令第1号） (3) 法 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号） (4) 令 自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号） (5) 規 則 自動車損害賠償保障法施行規則（昭和30年運輸省令第66号） (6) 自 動 車 法第2条第1項の自動車 (7) 原動機付自転車 法第2条第1項の原動機付自転車 (8) 運 行 法第2条第2項の運行 (9) 保 有 者 法第2条第3項の保有者 (10) 運 転 者 法第2条第4項の運転者 (11) 共 済 契 約 法第11条第2項の責任共済の契約 (12) 保 險 契 約 法第11条第1項の責任保険の契約 -新設-	新条文に文言の見られる旧条文(1) 生協法、(2)生協規則、(3)法、 (11)共済契約は残し、他は削除。
(通 則) 第2条 日本再共済生活協同組合連合会（以下「この会」という。） は、この会の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この会の定款第59条（共済事業等の種類）第1項第2号に掲げる事業（自動車損害賠償責任共済再共済事業）を実施するものとする。 -削除-	(区 域) 第2条 日本再共済生活協同組合連合会（以下「この会」という。） の自動車損害賠償責任共済の事業（以下「自賠責共済事業」とい う。）の区域は日本国内とする。	

変更案	現行	趣旨
(事業) <u>第3条 この会は、この会の会員から自動車損害賠償責任共済再共済掛金（以下「再共済掛金」という。）の支払いを受け、会員がその組合員との間に締結した自動車損害賠償責任共済契約または会員がその会員たる組合との間で締結した再共済契約（以下「元受契約」という。）により、その共済契約者に対して負う共済責任の再共済を引受けける事業を行う。</u>	—新設—	
—削除—	(共済の目的の範囲) <u>第3条 共済の目的は、自動車の日本国内（日本国外における日本船舶内を含む。）における運行によって他人の生命又は身体を害したことにより、被共済者が負った法律上の損害賠償責任とする。</u>	自動車損害賠償責任共済に係る条項（旧第3条～第34条）を削除
—削除—	(共済契約者及び被共済者の範囲) <u>第4条 共済契約者は、この会の会員の組合員とする。ただし、生協法第12条第3項第1号に定める場合に限り、当該共済契約の共済期間の末日までの間、組合員以外の者を共済契約者とすることができる。</u> <u>2 被共済者は、自動車損害賠償責任共済証明書（以下「共済証明書」という。）に記載されている自動車の保有者及びその運転者とする。</u>	
—削除—	(共済掛金率) <u>第5条 共済掛金率は、別紙第1「共済掛金率算出方法書」に定める方法により算出し、別表第1「共済掛金率表」のとおりとする。</u>	
—削除—	(共済金額及び共済期間の制限) <u>第6条 共済金額は、令第12条において準用する令第2条に定める金額とする。</u> <u>2 共済期間は、別表第1「共済掛金率表」に定める期間とする。</u>	
—削除—	(共済責任の再共済) <u>第7条 この会は、第38条の規定にかかわらず共済契約により負う共済責任のすべてをこの会の再共済に付すものとする。</u>	
—削除—	第2章 共済契約の締結 (共済契約締結の単位)	

変更案	現行	趣旨
-削除-	<p><u>第8条 共済契約は、自動車1両ごとに締結する。</u></p>	
-削除-	<p>(契約内容の提示)</p>	
-削除-	<p><u>第9条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に</u> <u>対し別紙第2「自動車損害賠償責任共済約款」(以下「約款」という。)</u> <u>を提示し、かつ、これによって契約するものとする。</u></p>	
-削除-	<p>(共済契約の申込み)</p>	
-削除-	<p><u>第10条 共済契約の申込みをしようとする者は、自動車損害賠償責任共済契約申込書をこの会に提出しなければならない。</u></p>	
-削除-	<p><u>2 前項の共済契約の申込書には、次に掲げる事項を記載するもの</u> <u>とし、その様式はこの会が別に定める「自動車損害賠償責任共済取扱規定集」(以下「取扱規定集」という。)によるものとする。</u></p>	
	<p>(1) 共済事業の種類</p>	
	<p>(2) 共済の目的</p>	
	<p>(3) 共済期間の始期及び終期</p>	
	<p>(4) 共済掛金</p>	
	<p>(5) 共済契約の申込みをする者の氏名及び住所</p>	
	<p>(6) その他取扱規定集に定める事項</p>	
-削除-	<p>(共済契約の承諾)</p>	
-削除-	<p><u>第11条 この会は、前条第1項の申込みがあったときは、当該申込</u> <u>みを承諾するものとする。ただし、法第24条第2項第2号に掲げ</u> <u>る場合に該当する共済契約の申込みである場合には当該申込みを</u> <u>承諾しないものとし、令第11条各号に掲げる事項に該当する場合</u> <u>には、次の各号に定めるところによるものとする。</u></p>	
	<p>(1) 令第11条第1号に掲げる事項に該当する場合には、その申</p>	
	<p><u>込み自動車の共済の引受の可否を検討し適当と認めた場合以</u> <u>外は承諾しないものとする。</u></p>	
	<p>(2) 令第11条第2号に掲げる事項に該当する場合には、その申</p>	
	<p><u>込みを承諾しないものとする。</u></p>	
	<p>(3) 令第11条第3号に掲げる事項に該当する場合には、その申</p>	
	<p><u>込みを承諾しないものとする。</u></p>	
	<p>(4) 令第11条第4号に掲げる事項に該当する場合には、その申</p>	
	<p><u>込みを承諾しないものとする。ただし、別に定めるしんしゃ</u> <u>く期間に該当する場合はこの限りではない。</u></p>	
	<p>(共済掛金の収納)</p>	

変更案	現行	趣旨
-削除-	<p><u>第12条 この会は、共済契約の申込みを承諾したときは、同時に共済掛金の全額を収納するものとする。</u></p> <p>(共済期間の始期及び終期)</p>	
-削除-	<p><u>第13条 共済期間は、共済契約の成立の時から始まり共済期間の末日の午前12時までとする。ただし、共済契約者があらかじめ共済期間の始期を指定したときは、その時から共済期間の末日の午前12時までとする。</u></p>	
-削除-	<p>(共済証明書等の交付)</p> <p><u>第14条 この会は、共済掛金を収納したときは、規則第8条において準用する規則第1条に定める様式の共済証明書を共済契約者に交付するものとし、共済証書は交付しない。</u></p>	
	<p><u>2 この会は、検査対象外軽自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。)、原動機付自転車又は締約国登録自動車(道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和39年法律第109号。以下「特例法」という。)第2条第2項の締約国登録自動車をいう。以下同じ。)について共済証明書を交付したときは、規則第8条において準用する規則第1条の5に定める様式の共済標章を共済契約者に交付するものとする。</u></p>	
	<p><u>3 この会は、法第9条の4において準用する法第7条第4項の規定により共済契約者から請求があったときは、共済契約者に共済証明書を再交付するものとする。</u></p>	
	<p><u>4 この会は、法第9条の4において準用する法第9条の2第4項の規定により共済契約者から請求があったときは共済契約者に共済標章を再交付するものとする。</u></p>	
-削除-	<p><u>5 前各項の手続きは、取扱規定集によるものとする。</u></p>	
	<p><u>第3章 共済金等の支払</u></p>	
	<p>(共済金等の支払事由)</p>	
-削除-	<p><u>第15条 この会は、被共済者が、共済証明書に記載されている自動車(以下「被共済自動車」という。)の運行によって他人の生命又は身体を害した場合において、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を受けたときは、被共済者に共済金を支払うものとする。</u></p>	

変更案	現行	趣旨
<p style="text-align: center;">－削除－</p>	<p>2 この会は、被共済自動車の保有者たる被共済者が法第3条に規定する損害賠償責任を負った場合において被害者から請求があったときは、被害者に法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の損害賠償額（以下「損害賠償額」という。）を支払うものとする。</p> <p>3 この会は、被共済者が被害者に損害の賠償をした場合において、被共済者に共済金を支払ったときは、前項の規定にかかわらず、当該共済金の金額に相当する金額については被害者に損害賠償額を支払わないものとする。</p> <p>4 第2項の規定によりこの会が被害者に損害賠償額を支払ったときは、共済契約者又は被共済者の悪意によって損害が生じた場合を除き、この会が被共済者に当該損害賠償額に相当する金額の共済金を支払ったものとみなす。</p> <p>5 この会は、被共済自動車の保有者たる被共済者が被共済自動車の運行によって他人の生命又は身体を害した場合において被害者から請求があったときは、被害者に法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の仮渡金（以下「仮渡金」という。）を支払うものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">－削除－</p>	<p>(悪意による損害の免責)</p> <p>第16条 この会は、第17条に規定する場合を除き、共済契約者又は被共済者の悪意によって生じた損害についてのみてん補の責を免れる。</p> <p>(重複契約の場合の免責)</p> <p>第17条 この会は、被共済自動車について2以上の共済契約又は保険契約が締結されている場合においては、これらの契約のうち締結した時が最も早い契約以外の契約については、その締結した時が最も早い契約の共済期間又は保険期間と重複する共済期間又は保険期間において発生した被共済自動車の運行による事故に係る損害のてん補、法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定による損害賠償額の支払及び法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の規定による仮渡金の支払（以下「損害のてん補等」という。）の責を免れる。</p> <p>2 この会は、前項の場合において、同項の締結した時が最も早い契約が2以上あるときは、これらの契約のうち1の契約については、当該契約に関し損害のてん補等をすべき金額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額について、損害のてん補等の</p>	

変更案	現行	趣旨
<p>—削除—</p>	<p>支払の責を免れる。</p> <p>3 この会は、第1項の締結した時が最も早い契約以外の契約にして法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定による損害賠償額の支払又は法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の規定による仮渡金の支払（以下この項及び次項において「損害賠償額等の支払」という。）の請求があった場合において、損害賠償額等の支払として給付をしたときは、この会又は被害者が当該請求に係る契約が第1項の締結したときが最も早い契約以外の契約であることを知っていた場合を除き、その給付をした金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした給付の返還を請求する権利を失うものとする。</p> <p>4 前項の規定は、この会が第1項の締結した時が最も早い契約に關し第2項の規定により損害賠償額等の支払について責を免れるべき金額の支払をした場合について準用する。この場合において前項中「契約が第1項の締結した時が最も早い契約であること」とあるのは「契約の他に第1項の締結した時が最も早い契約があること」と、「その給付をした金額」とあるのは「第2項の規定により損害賠償額等の支払について責を免れるべき金額」と読み替えるものとする。</p> <p>(共済金等の金額)</p> <p>第18条 第15条第1項の規定によりこの会が支払うべき共済金の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とし、令第12条において準用する令第2条に定める共済金額をもって限度とする。</p> <p>(1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金の金額</p> <p>(2) 被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療又は看護の費用の金額</p> <p>(3) 被共済者が他人に対する求償権の行使その他損害の防止又は軽減に要した費用（被共済者と被害者との間の訴訟、仲裁、和解又は調停に要した費用を除く。）の金額</p> <p>2 第15条第2項の規定によりこの会が支払うべき損害賠償額は、被共済者が被害者に支払うべき損害賠償額に相当する金額とし、令第12条において準用する令第2条に定める共済金額をもって限度とする。</p> <p>3 第1項の規定による共済金の金額又は前項の規定による損害賠償額のうち、被害者が療養のため労働することができないことによる損害その他の令第12条において準用する令第3条の2の規定</p>	

変更案	現行	趣旨
<p style="text-align: center;">-削除-</p>	<p>で定める損害に係る部分は、前2項の規定にかかわらず、令第12条において準用する令第3条の2に定める金額を限度とする。</p> <p>4 第15条第5項の規定によりこの会が支払うべき仮渡金の金額は、令第12条において準用する令第5条に規定する金額とする。ただし、被害者の請求した金額が同条に規定する金額未満であるときは、当該請求に係る金額とする。</p> <p>5 この会は、被害者に支払った仮渡金の金額が第2項の規定によりこの会が支払うべき損害賠償額に相当する金額を超えた場合には、その超えた金額の返還を当該被害者に請求するものとする。</p> <p>6 この会は、共済金の金額又は損害賠償額の算出の基礎となる被共済者又は被害者が受けた損害額を算出しようとするときは、法第16条の3第1項の支払基準にもとづき、この会が別に定める「自動車損害賠償責任共済支払基準実施要領」によるものとする。</p> <p>(共済金等の支払手続)</p> <p>第19条 共済契約者又は被共済者は、第15条第1項の損害又はその原因となるべき事実（以下、「事故」という。）が発生したことを知ったときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項を書面で、この会に通知しなければならない。</p> <p>(1) 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢及び職業</p> <p>(2) 前号に掲げる事項について証人となる者があるときは、その者の住所及び氏名</p> <p>(3) 損害賠償の請求を受けたとき又は第15条第1項の損害に係る訴訟を提起し、若しくは提起されたときはその内容</p> <p>2 共済契約者又は被共済者は、第15条第1項の損害又は事故が発生した場合において、この会が特に必要とする書類又は証拠となるものの提出を求めたときは、遅滞なく、これをこの会に提出しなければならない。</p> <p>3 被共済者が、共済金の支払を請求する場合は、次の書類又は証拠のうち、この会が求めるものをこの会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 共済金請求書</p> <p>(2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3) 公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>(4) 事故発生状況報告書</p> <p>(5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診</p>	

変更案	現行	趣旨
	<p><u>断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類及び戸籍</u></p> <p><u>(6) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類及びその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</u></p> <p><u>(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類及びその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</u></p> <p><u>(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書及び損害賠償金の支払があったことを証明する書類</u></p> <p><u>4 この会は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者又は被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類若しくは証拠の提出又はこの会が行う調査への協力を求めることがある。この場合には、この会が求めた書類又は証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。</u></p> <p><u>5 被害者は、損害賠償額の支払又は仮渡金の支払を請求しようとするときは、令第12条において準用する令第3条に規定する書類により請求しなければならない。ただし、令第12条において準用する令第8条に規定する添付書類の省略ができる。</u></p> <p><u>6 この会は、第3項及び前項の場合に、特に必要があると認めるときは、共済金等の支払を請求した者に対し、この会の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、この会の負担とする。</u></p> <p><u>7 この会は、被共済者が第3項の手続きを完了した日（以下この条において、「請求完了日」という。）からその日を含めて30日以内に、この会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、この会の事務所又はこの会の指定する場所において共済金を支払うものとする。</u></p> <p><u>(1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無及び被共済者に該当する事実</u></p>	

変更案	現行	趣旨
	<p>(2) <u>共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無</u></p> <p>(3) <u>共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過及び内容</u></p> <p>(4) <u>共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この事業規約において定める解除、無効、失効又は取消しの事由に該当する事実の有無</u></p> <p>(5) <u>前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権及びすでに取得したもの有無及び内容等、この会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項</u></p> <p>8 <u>前項の確認をするために、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、この会は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、共済金を支払う。</u> <u>この場合において、この会は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含む。）</u> <u>180日</u></p> <p>(2) <u>前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他専門機関による診断、鑑定等の結果の照会</u> <u>90日</u></p> <p>(3) <u>前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の照会</u> <u>120日</u></p> <p>(4) <u>災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査</u> <u>60日</u></p> <p>(5) <u>前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査</u> <u>180日</u></p> <p>9 <u>前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者又は被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、又はこれに応じなかつた場合（必要な協力をを行わなかつた場合を含む。）には、これにより確認が遅延した期間については、第7項又は前項の期間に算入しないものとする。</u></p> <p>10 <u>損害賠償額又は仮渡金は、それぞれ、第5項の書類がこの会に</u></p>	

変更案	現行	趣旨
	<p>到達した後遅滞なく、この会の事務所又はこの会の指定する場所において支払うものとする。ただし、その損害賠償額の支払においては法第23条の3第1項において準用する法第16条の9の規定に従うものとする。</p> <p>11 この会は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>12 この会は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>13 この会は、被共済者が第3項の規定による手続を3年間怠り、又は被害者が第5項の規定による手續を3年間怠ったときは、共済金又は損害賠償額若しくは仮渡金を支払わないことができる。</p>	
-削除-	(評価人及び裁定人) 第20条 削除	
-削除-	(指定紛争処理機関の調停) 第21条 この会が支払うべき共済金又は損害賠償額の額の決定について、この会と被共済者又は被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとする。 2 この会は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守する。ただし、裁判所において、判決、和解又は調停等による解決が行われた場合には、この限りではない。	
-削除-	(損害防止義務) 第22条 共済契約者及び被共済者は、第15条第1項の損害又は事故が発生したときは、当該損害の軽減及び他の損害の防止に努めなければならない。	
-削除-	(代位) 第23条 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、この会がその損害に対して被共済者に共済金を支払ったとき又は被害者に損害賠償額の支払をしたときは、その債権はこの会に移転する。ただし、移転するのは、次の額を限度とする。 (1) この会が損害額の全額を共済金又は損害賠償額として支払	

変更案	現行	趣旨
－削除－	<p>つた場合 <u>被共済者が取得した債権の全額</u> (2) 前号以外の場合 <u>被共済者が取得した債権の額から、共済金又は損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額</u> 2 前項第2号の場合において、この会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、この会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとする。 3 被共済者は、共済金が支払われたとき又は被害者に損害賠償額が支払われたときは、第1項の債権を行使するために必要な一切の書類をこの会に提出しなければならない。</p> <p>(先取特権) <u>第23条の2 事故に係る損害賠償請求権は、被共済者のこの会に対する共済金請求権について保険法第22条で規定する先取特権を有する。</u> 2 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできない。また、共済金請求権を質権の目的とし、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合を除いて、共済金請求権を差し押さえることができない。ただし、被共済者が損害賠償金を被害者に支払った場合を除く。</p>	
－削除－	第4章 情報提供・開示	
－削除－	<p>(書面の交付) <u>第24条 この会は、共済金等の請求があったときは、遅滞なく、支払基準の概要その他「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払適正化のための措置に関する命令（平成13年内閣府令、国土交通省令第2号）」（以下「共済金等の支払適正化命令」という。）第10条で準用する第2条に定める事項を記載した書面を、当該の請求を行った被共済者または被害者に交付する。</u> 2 この会は、共済金等を支払ったときは、遅滞なく、支払った共済金等の金額、後遺障害の該当する等級、当該等級に該当すると判断した理由その他共済金等の支払適正化命令第10条で準用する第3条に定める事項を記載した書面を、前項に規定する請求を行った被共済者または被害者に交付する。 3 この会は、第16条の規定に該当する等の理由により共済金を支</p>	

変更案	現行	趣旨
<p>一削除一</p>	<p><u>払わないこととしたときは（第17条の規定に該当する場合を除く）、遅滞なく、支払わないこととした理由その他共済金等の支払適正化命令第10条で準用する第4条に定める事項を記載した書面を、第1項に規定する請求を行った被共済者または被害者に交付する。</u></p> <p><u>(書面等による説明)</u></p> <p><u>第25条 この会は、前条第2項または第3項の規定により書面を交付した後、被共済者または被害者から、書面により、共済金等の支払適正化命令第10条で準用する第7条に定める事項について説明を求められたときは、当該の説明を求めた者に対し、書面により、当該の説明を求められた事項を説明する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により説明を求められた場合であって第3者の権利利益を不当に害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該の説明を求められた事項について説明しないことができる。</u></p> <p><u>この場合、この会は、説明しない旨およびその理由を記載した書面を当該の説明を求めた者に交付する。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による説明または前項の規定による書面の交付は、第1項の規定により説明を求められた日から30日以内に行う。</u></p> <p><u>4 事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に、第1項の規定による書面の交付による説明等を行うことができないときは、説明等を求めた者に対し、書面により、前項に定める期間内に当該の説明等を行うことができない理由および当該の説明等を行う期限を通知する。</u></p>	
<p>一削除一</p>	<p><u>第5章 共済契約の異動</u></p> <p><u>(通知義務)</u></p> <p><u>第26条 共済契約者又は被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨をこの会に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 法第23条の3第1項において準用する法第20条各号に掲げる事項を変更した場合</u></p> <p><u>(2) 被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合</u></p> <p><u>(3) その他共済証明書記載事項について変更した場合</u></p> <p><u>2 この会は、前項の規定による通知により共済証明書の記載内容の変更を生じた場合は、遅滞なく、共済証明書にその旨の記載を</u></p>	

変更案	現行	趣旨
-削除-	<p>するものとする。ただし、第34条第1項後段の規定による共済掛金の不足額又は次項の規定によるてん補した金額の支払がなかったときは、この限りでない。</p> <p>3 この会は、第1項に掲げる事実が発生し、危険が増加した後に発生した第15条第1項の損害をてん補した場合において、共済契約者又は被共済者が第1項に規定する通知を怠っていたときは、共済契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求するものとする。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に第34条第1項の規定により、共済掛金の不足額の払込みをしたときは、この限りでない。</p>	
(共済契約者の権利義務の承継)	<p>第27条 被共済自動車が譲渡された場合において、譲受人が共済契約者の権利義務を承継することを共済契約者と約し、この会が共済契約者及び譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、その時から当該承継についてこの会の承認があったものとみなす。</p>	
(共済契約の取消しおよび無効)	<p>第28条 共済契約者又は被共済者の詐欺又は強迫によってこの会が共済契約を締結した場合には、この会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を取消すことができる。</p> <p>2 農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車を被共済自動車とする共済契約を締結した場合には、共済契約を無効とする。</p>	
(共済契約者による解除)	<p>第29条 共済契約者は、次条に規定する場合の外、次の各号のいずれか1に該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2又は第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消登録又は一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車又は二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長（以下「運輸支局」という。）又は軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車又は原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区又は市町村の長に提出した場合</p>	

変更案	現行	趣旨
<p style="text-align: center;">—削除—</p>	<p>(4) <u>関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</u> <u>(5) 道路運送車両法第34条第1項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</u> <u>(6) 道路運送車両法第36条の2第1項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長又は運輸支局長に返納した場合</u> <u>(7) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の2第3項ただし書の規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を運輸監理部長又は運輸支局長に返還した場合</u></p>	
<p style="text-align: center;">—削除—</p>	<p>(この会又は共済契約者による解除) <u>第30条 この会又は共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、この会は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者はこの会に対する書面による通知をもってそれぞれ将来に向かつて、共済契約を解除することができる。</u> <u>(1) 被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合</u> <u>(2) 被共済自動車について他に共済契約又は保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間又は保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合</u></p> <p>(告知義務) <u>第31条 共済契約者又は被共済者になる者は、共済契約締結の際、この会が告知を求めた法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項(以下この条において「告知事項」という。)について、この会に事実を正確に告げなければならない。</u> <u>2 この会は、共済契約締結の際、共済契約者又は被共済者が故意又は重大な過失によって告知事項について事実を告げず又は不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができる。ただし、この会がその事実を知り又は過失によってこれを知らなかつたときは、この限りではない。</u> <u>3 前項本文の規定は、共済契約者又は被共済者が書面をもってそ</u></p>	

変更案	現行	趣旨
<p>—削除—</p>	<p>の訂正を申し出てこの会がこれを承認した後、又はこの会が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しない。</p> <p>4 第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生ずるものとする。</p> <p>5 この会は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金又は損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができる。</p> <p>6 この会は、第1項の規定により告げられ内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、又は請求する。</p> <p>(共済証明書等の返納)</p> <p>第32条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、共済証明書及び共済標章をこの会に返納しなければならない。</p>	
<p>—削除—</p>	<p>(共済掛金の払い戻し)</p> <p>第33条 この会は、共済契約が第28条第1項の規定により取消しとなった場合には、共済掛金を払い戻さないものとする。</p> <p>2 この会は、次の各号に掲げる場合には、共済掛金のうち未経過共済期間に係る部分につき取扱規定集に定めるところにより算出した金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>(1) 共済契約者又は被共済者の責に帰すべき事由により共済契約が失効した場合</p> <p>(2) 第29条又は第31条第2項の規定により共済契約が解除された場合</p> <p>(3) 第30条の規定により共済契約者が共済契約を解除した場合</p> <p>3 この会は、共済契約が失効した場合（前項第1号に掲げる場合を除く。）、第30条の規定によりこの会が共済契約を解除した場合又はこの会のみの責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合には、共済掛金につき日割により計算した未経過共済期間に係る部分に相当する金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>4 この会は、共済契約が共済期間の開始前に解除された場合には、別表第1「共済掛金率表」中の解約共済掛金率により算出した金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>(共済掛金の減額、増額等)</p>	

変更案	現行	趣旨
<p>ー削除ー</p> <p>第34条 この会は、契約者又は被共済者から第26条第1項についての通知があった場合又は通知なくしてその事実を知った場合、令第12条において準用する令第10条に定めるところにより、共済掛金を減額し、又は増額するものとする。この場合には、この会は、当該減額又は増額により生じた共済掛金の過不足額を払い戻し、又は追徴するものとする。</p> <p>2 この会は、共済契約者又は被共済者の申出により、共済証明書の記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の過不足額を払い戻し、又は追徴するものとする。</p> <p>3 この会は、共済契約の成立後共済期間の開始前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を払い戻し、又は追徴するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により共済掛金を減額又は増額する場合において、その減額又は増額の額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。</p>	<p>第2章 再共済</p> <p>第1節 再共済の範囲</p> <p>(再共済の引受けの範囲)</p> <p>第4条 この会は、この会の会員である生協法に基づいて設立された法人（以下「会員」という。）以外の者と再共済契約を締結しないものとする。</p> <p>2 この会は、会員が厚生労働大臣の認可を受けた自動車損害賠償責任共済事業規約に基づいて締結された共済契約により負う共済責任でなければ、その再共済の引受けをしないものとする。</p> <p>3 この会が再共済契約により負う再共済責任の範囲は、会員が共済契約により負う共済責任の範囲と同一とする。</p> <p>(再共済掛金の額)</p> <p>第5条 再共済掛金の額は、会員ごとに、別表第1「再共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出する。</p> <p>(共同プール事務)</p>	<p>第6章 再共済</p> <p>第1節 再共済の範囲</p> <p>(再共済の引受けの範囲)</p> <p>第35条 この会は、この会の会員である生協法に基づいて設立された法人（以下「会員」という。）以外の者と再共済契約を締結しないものとする。</p> <p>2 この会は、会員が厚生労働大臣の認可を受けた自動車損害賠償責任共済事業規約に基づいて締結された共済契約により負う共済責任でなければ、その再共済の引受けをしないものとする。</p> <p>3 この会が再共済契約により負う再共済責任の範囲は、会員が共済契約により負う共済責任の範囲と同一とする。</p> <p>(再共済掛金率)</p> <p>第36条 第5条の規定は、再共済掛金率について準用する。この場合において、同条中「共済掛金率は」とあるのは「再共済掛金率は」と読み替えるものとする。</p> <p>(共同プール事務)</p>
		<p>条文削除による、旧条文第35条から第56条まで条ずれ修正。</p> <p>新条文第4条から第23条まで。</p>

変更案	現行	趣旨
<p><u>第6条</u> この会は、法第28条の4の規定に基づき、法第6条に規定する保険会社及び組合と相互間で共同プール事務を行うものとする。</p> <p>2 この会は、前項の共同プール事務に関し必要な事項を定める規約を作成し、国土交通大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。当該規約の変更をしたときも、同様とする。</p>	<p><u>第37条</u> この会は、法第28条の4の規定に基づき、法第6条に規定する保険会社及び組合と相互間で共同プール事務を行うものとする。</p> <p>2 この会は、前項の共同プール事務に関し必要な事項を定める規約を作成し、国土交通大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。当該規約の変更をしたときも、同様とする。</p>	
<p style="text-align: center;">第2節 再共済契約の締結</p> <p>(再共済契約の締結と効力の発生)</p> <p><u>第7条</u> この会は、再共済契約を締結するときは、この会と会員との間に締結された自動車損害賠償責任共済再共済契約書(以下「再共済契約書」という。)によって行わなければならない。</p> <p>2 この会の再共済を利用する会員は、あらかじめ、次の各号に掲げる書類をこの会に提出して、前項の再共済契約書の申込みをしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員の定款 (2) 会員の自動車損害賠償責任共済事業規約 (3) 会員の自動車損害賠償責任共済事業の収支実績 (4) その他この会が必要とする書類 	<p style="text-align: center;">第2節 再共済契約の締結</p> <p>(再共済契約の締結と効力の発生)</p> <p><u>第38条</u> この会は、再共済契約を締結するときは、この会と会員との間に締結された自動車損害賠償責任共済再共済契約書(以下「再共済契約書」という。)によって行わなければならない。</p> <p>2 この会の再共済を利用する会員は、あらかじめ、次の各号に掲げる書類をこの会に提出して、前項の再共済契約書の申込みをしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員の定款 (2) 会員の自動車損害賠償責任共済事業規約 (3) 会員の自動車損害賠償責任共済事業の収支実績 (4) その他この会が必要とする書類 	
<p>(再共済契約の成立)</p> <p><u>第8条</u> この会と再共済契約を締結している会員の共済契約は、その契約が成立したときに当該共済契約に係る再共済契約も成立したものとみなす。</p> <p>2 会員は、前項により、当該再共済契約に係る再共済掛金を共済契約の成立の日の属する月の翌月の末日までに、この会に払い込まなければならない。</p> <p>3 会員が他の会員から共済契約を承継したときは、その時に、この会と当該会員との間に当該共済契約に係る再共済契約が成立したものとみなす。</p>	<p>(再共済契約の成立)</p> <p><u>第39条</u> この会と再共済契約を締結している会員の共済契約は、その契約が成立したときに当該共済契約に係る再共済契約も成立したものとみなす。</p> <p>2 会員は、前項により、当該再共済契約に係る再共済掛金を共済契約の成立の日の属する月の翌月の末日までに、この会に払い込まなければならない。</p> <p>3 会員が他の会員から共済契約を承継したときは、その時に、この会と当該会員との間に当該共済契約に係る再共済契約が成立したものとみなす。</p>	
<p>(再共済期間の始期及び終期)</p> <p><u>第9条</u> 再共済契約の再共済期間の始期及び終期は、当該再共済契約に係る共済契約の始期及び終期と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 再共済金等の支払</p> <p>(再共済金等の支払事由及び金額)</p>	<p>(再共済期間の始期及び終期)</p> <p><u>第40条</u> 再共済契約の再共済期間の始期及び終期は、当該再共済契約に係る共済契約の始期及び終期と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 再共済金等の支払</p> <p>(再共済金等の支払事由及び金額)</p>	

変更案	現行	趣旨
<p>第 10 条 この会は、会員が共済金を支払わなければならぬ場合に、共済金の金額と同額の再共済金を会員に支払うものとする。</p> <p>2 この会は、会員が損害賠償額又は仮渡金を支払わなければならぬときは、当該金額と同額の金額を会員に支払うものとする。</p> <p>3 この会は、会員が前項の損害賠償額又は仮渡金に相当する金額を支払ったことにより共済金を支払ったものとみなされたときは、同項の規定によりこの会が支払った金額のうち当該支払ったものとみなされた金額に相当する金額につき、再共済金を支払つたものとみなす。</p> <p>4 この会は、会員が第2項の仮渡金に相当する金額の返還を受けた場合には、その返還を受けた金額に相当する金額の返還を会員に請求するものとする。</p>	<p>第 41 条 この会は、会員が共済金を支払わなければならぬ場合に、共済金の金額と同額の再共済金を会員に支払うものとする。</p> <p>2 この会は、会員が損害賠償額又は仮渡金を支払わなければならぬときは、当該金額と同額の金額を会員に支払うものとする。</p> <p>3 この会は、会員が前項の損害賠償額又は仮渡金に相当する金額を支払ったことにより共済金を支払ったものとみなされたときは、同項の規定によりこの会が支払った金額のうち当該支払ったものとみなされた金額に相当する金額につき、再共済金を支払つたものとみなす。</p> <p>4 この会は、会員が第2項の仮渡金に相当する金額の返還を受けた場合には、その返還を受けた金額に相当する金額の返還を会員に請求するものとする。</p>	
<p>(再共済金等の支払手続)</p> <p>第 11 条 会員は、共済金又は前条第2項の損害賠償額若しくは仮渡金に相当する金額の支払の請求を受けたときは、この会が必要とする情報をこの会に提出して、再共済金又は同項の規定によりこの会が支払うべき金額の支払をこの会に請求するものとする。</p> <p>2 再共済金及び損害賠償額に係る前条第2項の規定によりこの会が支払うべき金額は、調査のため特に日時を要する場合を除き、前項の請求がこの会にあった日から20日以内に支払うものとする。</p> <p>3 仮渡金に係る前条第2項の規定によりこの会が支払うべき金額は、第1項の請求がこの会にあった後遅滞なく、支払うものとする。</p>	<p>(再共済金等の支払手続)</p> <p>第 42 条 会員は、共済金又は前条第2項の損害賠償額若しくは仮渡金に相当する金額の支払の請求を受けたときは、この会が必要とする情報をこの会に提出して、再共済金又は同項の規定によりこの会が支払うべき金額の支払をこの会に請求するものとする。</p> <p>2 再共済金及び損害賠償額に係る前条第2項の規定によりこの会が支払うべき金額は、調査のため特に日時を要する場合を除き、前項の請求がこの会にあった日から20日以内に支払うものとする。</p> <p>3 仮渡金に係る前条第2項の規定によりこの会が支払うべき金額は、第1項の請求がこの会にあった後遅滞なく、支払うものとする。</p>	
<p>第 4 節 再共済契約の異動</p> <p>(通知義務)</p> <p>第 12 条 会員は、共済契約申込書に記載した事項のうち共済掛金の減額、増額等に関わる変更があった場合には、遅滞なく、その旨をこの会に通知しなければならない。</p> <p>(再共済契約に係る権利義務の承継)</p> <p>第 13 条 会員は、他の会員から共済契約を承継したときは、当該共済契約に係る再共済契約による権利義務も、同時に、承継するものとする。この場合には、会員は、直ちに、この会に書面により通知しなければならない。</p>	<p>第 4 節 再共済契約の異動</p> <p>(通知義務)</p> <p>第 43 条 会員は、共済契約申込書に記載した事項のうち共済掛金の減額、増額等に関わる変更があった場合には、遅滞なく、その旨をこの会に通知しなければならない。</p> <p>(再共済契約に係る権利義務の承継)</p> <p>第 44 条 会員は、他の会員から共済契約を承継したときは、当該共済契約に係る再共済契約による権利義務も、同時に、承継するものとする。この場合には、会員は、直ちに、この会に書面により通知しなければならない。</p>	

変更案	現行	趣旨
(共済契約の取消し) <u>第13条の2</u> 共済契約が取消しとなった場合は、当該共済契約に係る再共済契約も、取消しとする。	(共済契約の取消し) <u>第44条の2</u> 共済契約が取消しとなった場合は、当該共済契約に係る再共済契約も、取消しとする。	
(再共済契約の無効) <u>第14条</u> 共済契約が無効の場合には、当該共済契約に係る再共済契約も、無効とする。	(再共済契約の無効) <u>第45条</u> 共済契約が無効の場合には、当該共済契約に係る再共済契約も、無効とする。	
(再共済契約の解除) <u>第15条</u> 共済契約が解除されたときは、当該共済契約に係る再共済契約も、同時に解除されたものとする。	(再共済契約の解除) <u>第46条</u> 共済契約が解除されたときは、当該共済契約に係る再共済契約も、同時に解除されたものとする。	
(再共済掛金の払い戻し) <u>第16条</u> この会は、共済契約が無効となった場合において、会員が共済掛金を共済契約者に払い戻さないときは、当該共済契約に係る再共済掛金を会員に払い戻さないものとする。 2 この会は、共済契約が無効となった場合において、会員が共済掛金を共済契約者に払い戻すときは、当該共済契約に係る再共済掛金を会員に払い戻すものとする。 3 この会は、共済契約が失効し、又は解除された場合において、会員が共済掛金の一部を共済契約者に払い戻すときは、当該共済契約に係る再共済契約の再共済掛金の一部を会員に払い戻すものとする。	(再共済掛金の払い戻し) <u>第47条</u> この会は、共済契約が無効となった場合において、会員が共済掛金を共済契約者に払い戻さないときは、当該共済契約に係る再共済掛金を会員に払い戻さないものとする。 2 この会は、共済契約が無効となった場合において、会員が共済掛金を共済契約者に払い戻すときは、当該共済契約に係る再共済掛金を会員に払い戻すものとする。 3 この会は、共済契約が失効し、又は解除された場合において、会員が共済掛金の一部を共済契約者に払い戻すときは、当該共済契約に係る再共済契約の再共済掛金の一部を会員に払い戻すものとする。	
(再共済掛金の減額、増額等) <u>第17条</u> 共済契約につき、その共済掛金が減額され、又は増額されたときは、当該共済契約に係る再共済契約の再共済掛金も、同時に、減額され、又は増額されたものとする。 2 この会は、前項の規定により再共済掛金が減額され、又は増額されたときは、再共済掛金の過不足額を払い戻し、又はこれを追徴するものとする。 3 会員が共済契約につきその共済掛金を訂正したことにより共済掛金の過不足額を払い戻し、又は追徴したときは、当該共済契約に係る再共済契約の再共済掛金の過不足額を払い戻し、又は追徴	(再共済掛金の減額、増額等) <u>第48条</u> 共済契約につき、その共済掛金が減額され、又は増額されたときは、当該共済契約に係る再共済契約の再共済掛金も、同時に、減額され、又は増額されたものとする。 2 この会は、前項の規定により再共済掛金が減額され、又は増額されたときは、再共済掛金の過不足額を払い戻し、又はこれを追徴するものとする。 3 会員が共済契約につきその共済掛金を訂正したことにより共済掛金の過不足額を払い戻し、又は追徴したときは、当該共済契約に係る再共済契約の再共済掛金の過不足額を払い戻し、又は追徴	

変更案	現行	趣旨
するものとする。 第 <u>3</u> 章 事業の実施方法 (割戻しの禁止) <u>第18条</u> この会は、生協規則第208条の規定により自動車損害賠償責任共済再共済事業（以下「再共済事業」という。）については、割戻しを行うことができない。	するものとする。 第 <u>7</u> 章 事業の実施方法 (割戻しの禁止) <u>第49条</u> この会は、生協規則第208条の規定により自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任再共済事業（以下「再共済等事業」という。）については、割戻しを行うことができない。	自動車損害賠償責任共済を削除
(再共済事業の譲渡及び譲受け並びに再共済契約の移転及び承継) <u>第19条</u> この会は、再共済事業の全部又は一部を譲渡する場合には、総会の議決により契約をもって再共済事業の契約の全部を包括して、生協法に基づいて設立された法人（以下「生協法人」という。）に移転することができる。 2 前項の規定により再共済契約を生協法人に移転する場合は、生協法第50条の2の規定による。 3 前 <u>2</u> 項の規定により再共済契約を他の生協法人に移転したときは、その時における当該再共済契約に係る準備金は、これを移転後の共済契約に係る準備金として、他の生協法人の自動車損害賠償責任共済の事業の経理に引き継ぐものとする。	(再共済等事業の譲渡及び譲受け並びに共済契約及び再共済契約の移転及び承継) <u>第50条</u> この会は、再共済等事業の全部又は一部を譲渡する場合には、総会の議決により契約をもって再共済等事業の共済契約及び再共済契約の全部を包括して、生協法に基づいて設立された法人（以下「生協法人」という。）に移転することができる。 2 前項の規定により共済契約及び再共済契約を生協法人に移転する場合は、生協法第50条の2の規定による。 3 前 <u>2</u> 項の規定により共済契約及び再共済契約を他の生協法人に移転したときは、その時における当該共済契約及び再共済契約に係る準備金は、これを移転後の共済契約に係る準備金として、他の生協法人の自動車損害賠償責任共済の事業の経理に引き継ぐものとする。 4 この会は、他の生協法人から自動車損害賠償責任共済の事業の譲渡もしくは共済契約の移転の申し出があった場合又は他の生協法人から全部を包括して移転の申し出があった場合には、この会の事業に差し支えがない限り、当該事業を譲り受け、又は当該共済契約を承継するものとする。	新条文第19条「共済契約及び」の文言削除
－削除－ －削除－	(業務及び権限の範囲) <u>第51条</u> この会は、この規約の定めるところに従い、次の業務及び権限の範囲内で再共済等事業を実施するものとする。 (1) この会の定款第5条に規定する事務所である本部（以下「本部」という。）は、共済契約の締結又は解除、共済掛金の收受	<削除理由> 旧第51条第1項、2項は、自動車損害賠償責任共済の共済契約の締

変更案	現行	趣旨
(業務の委託等) <u>第20条</u> この会は、再共済事業の管理業務、損害の調査及び共済金の支払に関する事務等について、業務の委託をすることができる。 2 この会は、前項の業務の委託をするときは「業務委託契約書」によって契約を行わなければならない。 3 前項の業務委託契約書には、この会と業務の委託先との委託業務の範囲及び権利義務に関する事項を記載しなければならない。	又は返還、共済掛金領収証、共済証書、共済証明書及び共済標章の発行、損害の調査、支払共済金の決定及び支払その他この規約に規定する一切の業務を行う。 2 前項に規定する本部の所在地等は、別に定める「自動車損害賠償責任共済事務所一覧」による。 3 この会は、次条の規定により、再共済等事業の業務の一部を他の組織に委託することができる。	結等および損害調査等の業務のため削除。 第3項は、旧第52条（業務の委託等）に記載されているため削除
(準備金の積立て及び取崩し) <u>第21条</u> この会は、別紙第2「準備金算出方法書」に定める方法により算出した準備金を積み立てなければならぬ。 2 前項の準備金は、別紙第2「準備金算出方法書」に定める方法により取り崩すことができる。	(業務の委託等) <u>第52条</u> この会は、再共済等事業の管理業務、損害の調査及び共済金の支払に関する事務等について、業務の委託をすることができる。 2 この会は、前項の業務の委託をするときは「業務委託契約書」によって契約を行わなければならない。 3 前項の業務委託契約書には、この会と業務の委託先との委託業務の範囲及び権利義務に関する事項を記載しなければならない。	
-削除-	(災害等による特別措置) <u>第54条</u> この会は、第11条および第12条の規定に係わらず災害等に伴い、道路運送車両法第61条の2の規定により、自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合は、共済契約の締結の手続きおよび共済掛金の収納について、別に定める特別措置を適用することができる。	<削除理由> 自動車損害賠償責任共済に関する 条文のため削除。
(その他の事項) <u>第22条</u> この会は、この規約に規定する場合の外、再共済契約の変	(その他の事項) <u>第55条</u> この会は、この規約に規定する場合の外、共済契約及び再	

変更案	現行	趣旨
<p>更の取扱いをしないものとする。</p> <p>2 この規約に規定する次の書類を変更又は廃止する場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(1) 別紙第1「<u>再共済掛金額算出方法書</u>」 —削除—</p> <p>(2) 別紙第2「準備金算出方法書」 —削除— —削除—</p> <p>—削除— —削除— —削除— —削除—</p> <p>3 第20条に規定する「業務委託契約書」を締結した場合又は契約内容に異動が生じた場合には、当該契約書の写しを添付し、すみやかに厚生労働大臣に届け出るものとする。</p> <p>4 この会は、法第77条第2項の規定に基づき自動車損害賠償保障事業を受託した場合には、当該契約書の写しを添付し、すみやかに厚生労働大臣に届け出るものとする。</p> <p>5 この会は、第2項、第3項に規定する書類の内容が法令に違反し若しくは特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものであると認められ、厚生労働大臣から規約の変更その他必要な措置を採るべき旨の命令を受けたときは、この命令に従い必要な措置を採らなければならない。</p> <p>(準拠法) <u>第23条</u> この規約に定めのない事項については、日本国の法令によるものとする。</p>	<p>共済契約の変更の取扱いをしないものとする。</p> <p>2 この規約に規定する次の書類を変更又は廃止する場合には、<u>それぞれの書類ごとに厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ</u>い。</p> <p>(1) 別紙第1「共済掛金率算出方法書」 (2) 別紙第2「自動車損害賠償責任共済約款」 (3) 別紙第3「準備金算出方法書」 (4) 別表第1「共済掛金率表」</p> <p>3 この規約に規定する次の書類を変更又は廃止する場合には、あらかじめそれぞれの書類ごとに厚生労働大臣に届け出るものとする。</p> <p>(1) 「自動車損害賠償責任共済取扱規定集」 (2) 「自動車損害賠償責任共済支払基準実施要領」 (3) 「自動車損害賠償責任共済損害調査関係規定集」 (4) 「自動車損害賠償責任共済事務所一覧」</p> <p>4 第52条に規定する「業務委託契約書」を締結した場合又は契約内容に異動が生じた場合には、当該契約書の写しを添付し、すみやかに厚生労働大臣に届け出るものとする。</p> <p>5 この会は、法第77条第2項の規定に基づき自動車損害賠償保障事業を受託した場合には、当該契約書の写しを添付し、すみやかに厚生労働大臣に届け出るものとする。</p> <p>6 この会は、第2項、第3項及び第4項に規定する書類の内容が法令に違反し若しくは特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものであると認められ、<u>又は自賠責共済事業の運営が適正に行われない恐れがあると認められ、</u>厚生労働大臣から規約の変更その他必要な措置を採るべき旨の命令を受けたときは、この命令に従い必要な措置を採らなければならない。</p> <p>(準拠法) <u>第56条</u> この規約に定めのない事項については、日本国の法令によるものとする。</p>	
※別紙は省略	※別紙は省略	